

【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年1月8日

【中間会計期間】 自 2024年1月1日 至 2024年6月30日

【会社名】 クレディ・アグリコル・エス・エー
(Crédit Agricole S.A.)

【代表者の役職氏名】 最高経営責任者代理
ジェローム・グリヴェ
(Jérôme GRIVET, Deputy Chief Executive Officer)

【本店の所在の場所】 フランス、セデックス、モンルージュ、92127、
合衆国広場 12番地
(12, place des États-Unis 92127 Montrouge Cedex France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 穰

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人
弁護士 佐野 美由香
弁護士 岡田 行希
弁護士 完山 聖奈

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1107
03-6775-1673
03-6775-1816
03-6775-1914

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1 【提出理由】

2024年9月27日に提出いたしました2024年6月30日に終了した6ヶ月間に係る半期報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

<訂正前>

1 会社制度等の概要

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度

(前略)

(E) フランスにおける政府による金融機関の監督および規制

(中略)

さらなるリスクの多様化ならびに流動性、金融政策、株式投資の制限および報告義務

(中略)

マネー・ロンダリング

(中略)

2021年7月20日、欧州委員会は、とりわけ、新しいEUレベルのAML/CFT当局（以下「AML当局」という。）を設立する規則の提案を含む、一連の措置を採択した。2024年4月24日、欧州議会は、AML当局を設立する規則案（以下「AMLA規則」という。）を採択したことを発表し、当該規則は2024年5月30日に理事会で正式に採択された。AML当局は、EUのAML/CFT規則の一貫性のある適用を確実にし、TRACFINなどの国内金融情報部門を支援するための各国当局を調整する中央当局となる。フランクフルトを拠点に、2025年半ばに業務を開始する予定である。AMLA規則は、2024年6月26日に施行され、一定の例外を除き、2025年7月1日から適用される。

破綻処理

(中略)

2023年4月18日、欧州委員会は、（預金保証制度指令（DGSD）とともに（上記「預金保証」を参照。））BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則を改正して、EUの既存の銀行の危機管理および預金保険の枠組みを調整しさらに強化するための立法パッケージを提出した。欧州議会は、2024年4月25日、欧州委員会により提案された当該立法パッケージの第一読会での立場を示す立法決議を発表した。理事会は、2024年6月19日、当該立法パッケージの見直しに関する交渉権限に同意し、2024年第4四半期に開始が予定されている三者対話プロセスの一環として、欧州議会との交渉に臨む準備が整った。提案どおりに実施された場合、上位優先債券を発行者の預金と同順位とすることができなくなり、代わりに、上位優先債券はすべての預金者の債権に対する払戻請求権よりも下位となる。

(後略)

<訂正後>

1 会社制度等の概要

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度

(前略)

(E) フランスにおける政府による金融機関の監督および規制

(中略)

さらなるリスクの多様化ならびに流動性、金融政策、株式投資の制限および報告義務

(中略)

マネー・ロンダリング

(中略)

2024年5月31日付の欧州議会および理事会の規則(EU)第2024/1620号により新しいIEUレベルのAML/CFT当局(以下「AML当局」という。)が設立された。AML当局は、EUのAML/CFT規則の一貫性のある適用を確実にし、TRACFINなどの国内金融情報部門を支援するための各国当局を調整する中央当局となる。フランクフルトを拠点に、2025年半ばに業務を開始する予定である。

破綻処理

(中略)

2023年4月18日、欧州委員会は、(預金保証制度指令(DGSD)とともに(上記「預金保証」を参照。))BRRDおよび単一破綻処理メカニズム規則を改正して、EUの既存の銀行の危機管理および預金保険の枠組みを調整しさらに強化するための立法パッケージを提出した。欧州議会は、2024年4月25日、欧州委員会により提案された当該立法パッケージの第一読会での立場を示す立法決議を発表した。理事会は、2024年6月19日、当該立法パッケージの見直しに関する交渉権限に同意し、早期の第二読会で合意に達することを視野に入れた組織間交渉の道筋をつけた。提案どおりに実施された場合、上位優先債券を発行者の預金と同順位とすることができなくなり、代わりに、上位優先債券はすべての預金者の債権に対する払戻請求権よりも下位となる。

(中略)

2 【外国為替管理制度】

(2) 外国為替管理

(中略)

現行の規則(フランス通貨金融法典第L.152-1条およびL.152-1-2条を含む。)に従い、自然人によるフランスから他のEU加盟国へまたは他のEU加盟国からフランスへの金銭の支払については、当該命令に定める条件に基づきフランス当局に対して届出を行わなければならない。ただし、送金される金額が10,000ユーロより低い場合を除く。提供された情報が不正確または不完全な場合、かかる届出義務を満たしているとみなされない。50,000ユーロを超える金額の送金に関する届出で資金出所を証明する文書が付されない場合は、届出がなされたとみなされないものとする。

2018年10月23日付欧州規則第2018/1672号は、欧州連合に出入りし、かつ10,000ユーロ相当額以上の現金を携帯している自然人が当該EU加盟国の監督当局にその合計金額を申告することを定めている。

(後略)

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

最近3中間連結会計期間および最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

利益の推移

(前略)

事業活動

<訂正前>

	2022年6月30日 (IFRS第9号に基づき) (限定レビュー)	2023年6月30日 (IFRS第9号に基づき) (限定レビュー)	2024年6月30日 (IFRS第9号に基づき) (限定レビュー)	2022年12月31日修 正再表示後 ⁽¹⁾ (IFRS第9号に基づき) (監査済)	2023年12月31日 (IFRS第9号に基づき) (監査済)
(十億ユーロ)					
資産合計	2,149.7	2,179.9	2,232.9	2,143.3	2,189.4

顧客に対する貸出金および 債権	476.8	510.9	528.7	488.6	516.3
顧客に対する債務	797.7	807.0	845.2	825.6	835.0

(注1) 2022年12月31日現在のデータは、IFRS第17号の効力発生に伴い修正再表示された。

(後略)

<訂正後>

(十億ユーロ)	2022年6月30日 (IFRS第9号に基 づく)(限定レ ビュー)	2023年6月30日 (IFRS第9号に基 づく)(限定レ ビュー)	2024年6月30日 (IFRS第9号に基 づく)(限定レ ビュー)	2022年12月31日修 正再表示後 ⁽¹⁾ (IFRS第9号に基 づく)(監査済)	2023年12月31日 (IFRS第9号に基 づく)(監査済)
資産合計	2,149.7	2,179.9	2,232.9	<u>2,138.1</u>	2,189.4
顧客に対する貸出金および 債権	476.8	510.9	528.7	488.6	516.3
顧客に対する債務	797.7	807.0	845.2	825.6	835.0

(注1) 2022年12月31日現在のデータは、IFRS第17号の効力発生に伴い修正再表示された。

(後略)

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

<訂正前>

クレディ・アグリコル・エス・エーのリスク要因

(中略)

1.1 クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその事業に関するリスク要因

(中略)

1.1.1 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

A) クレディ・アグリコル・エス・エーは取引相手先の信用リスクにさらされている

(中略)

クレディ・アグリコル・エス・エーは、担保、保証の取得、信用デリバティブ契約の締結およびネットィング契約の締結等のリスク軽減テクニックを使用して信用リスクに対するエクスポージャーの削減に努めてはいるが、これらのテクニックがカバーする取引相手先の債務不履行によって発生する損失を、これらのテクニックが相殺できるか否かは確実ではない。さらに、クレディ・アグリコル・エス・エーは、信用リスク・ヘッジを提供する者(デリバティブにおける取引相手先等)による債務不履行リスク、または担保の価値喪失リスクにさらされている。また、これらのテクニックがヘッジするのは、クレディ・アグリコル・エス・エー全体の信用リスクのうち一部のみである。したがって、クレディ・アグリコル・エス・エーは、取引相手先の債務不履行リスクに対して大きなエクスポージャーを有している。

(中略)

F) クレディ・アグリコル・エス・エーは、業務を行う国に集中するカントリー・リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされている

(中略)

2023年度末現在、格付がA3(ムーディーズ)またはA-(スタンダード&プアーズ)を下回る国々におけるクレディ・アグリコル・エス・エーの顧客に対する商業貸出(銀行取引相手先に対するものを含む。)は、西欧の国々(イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、キプロスおよびアイスランド)を除くと、合計76.2十億ユーロであった。

(中略)

1.1.5 クレディ・アグリコル・エス・エーの戦略および取引に関するリスク

(中略)

E) クレディ・アグリコル・エス・エーは、法人営業および投資銀行子会社と共に、高い信用格付を維持しなければならず、これができなければその事業および収益性はマイナスの影響を受けるおそれがある

(中略)

依頼した格付機関3社のうち、ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティングスおよびフィッチ・レーティングスによるクレディ・アグリコル・エス・エーの長期発行体格付は、それぞれAa3、A+およびA+であり、見通しは安定的である。

(中略)

2024年度上半期のクレディ・アグリコル・エス・エーの非財務格付は、MSCI(AA)、サステナリティクス(21.9)、ISS ESG(C+)およびCDP(A-)で、維持または向上した。

(中略)

リスク管理

(中略)

5. 法的リスクの変化

(中略)

訴訟および例外的事由

(中略)

SSA債

クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、米ドル建てSSA債（国際機関債、サブソブリンおよび政府機関債）の流通市場取引に關与した複数の銀行の活動に關する調査について、複数の規制当局から情報提供の要請を受けた。クレディ・アグリコル・CIBは、これらの規制当局への協力を通じて、要請された情報を収集するための内部調査を進めた。2018年12月20日、欧州委員会は、米ドル建てSSA債の売出しにおける欧州競争法違反の疑いに関する調査に含まれた、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBを含む複数の銀行に対して、異議告知書を送付した。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、かかる異議について認識し、2019年3月29日に回答を送付し、2019年7月10日および11日に口頭審理を受けた。

（中略）

クレディ・アグリコル・グループのリスク要因

（中略）

1.1 クレディ・アグリコル・グループおよびその事業に関するリスク要因

（中略）

1.1.1 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

A) クレディ・アグリコル・グループは取引相手先の信用リスクにさらされている

（中略）

クレディ・アグリコル・グループは、担保、保証の取得、信用デリバティブ契約の締結およびネットイング契約の締結等のリスク軽減テクニックを使用して信用リスクに対するエクスポージャーの削減に努めてはいるが、これらのテクニックがカバーする取引相手先の債務不履行によって発生する損失を、これらのテクニックが相殺できるか否かは確実ではない。さらに、クレディ・アグリコル・グループは、信用リスク・ヘッジを提供する者（デリバティブにおける取引相手先等）による債務不履行リスク、または担保の価値喪失リスクにさらされている。また、これらのテクニックがヘッジするのは、クレディ・アグリコル・グループ全体の信用リスクのうち一部のみである。したがって、クレディ・アグリコル・グループは、取引相手先の債務不履行リスクに対して大きなエクスポージャーを有している。

（中略）

F) クレディ・アグリコル・グループは、業務を行う国に集中するカントリー・リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされている

（中略）

2023年度末現在、格付がA3（ムーディーズ）またはA-（スタンダード&プアーズ）を下回る国々におけるクレディ・アグリコル・グループの顧客に対する商業貸出（銀行取引相手先に対するものを含む。）は、西欧の国々（イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、キプロスおよびアイスランド）を除くと、合計76.2十億ユーロであった。

（中略）

1.1.5 クレディ・アグリコル・グループの戦略および取引に関するリスク

（中略）

B) 保険金請求と、保険商品の価格設定および準備金の設定に使用した仮定との間に不一致が生じた場合、また保険料率が急上昇した場合、保険事業は悪影響を受けるおそれがある

（中略）

損害保険および個人向けリスク保険／債務者保険／団体保険事業において、クレディ・アグリコル・グループの子会社による保険収益は、保険商品の価格設定および引当金決定に用いる仮定が、発生した損失と一致するか否かに依拠するところが多い。たとえば、これらの仮定は、死亡率または罹患率の変動、保険契約者の行動ならびに保険金請求の頻度および費用に關係する。クレディ・アグリコル・アシュランスは、保険金請求および保険商品により生じる将来の収益に関する数理計算上の見積りを行うにあたり、その経験および専門的データに依拠している。しかしながら、発生した損失が価格設定および引当金決定に用いた仮定を上回る可能性がある。このリスクは、主に個人向けリスク保険／債務者保険／団体保険／損害保険の収益に關係している。クレディ・アグリコル・アシュランスが保険契約者に対して実際に支払う保険金が、価

格設定および引当金決定に用いた仮定より高額である場合、クレディ・アグリコル・アシランスの営業利益および財務状態に重大な影響が生じる可能性がある。

(中略)

E) クレディ・アグリコル・グループは、法人営業および投資銀行子会社と共に、高い信用格付を維持しなければならず、これができなければその事業および収益性はマイナスの影響を受けるおそれがある

(中略)

依頼した格付機関3社のうち、ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティングスおよびフィッチ・レーティングスによるクレディ・アグリコル・エス・エーの長期発行体格付は、それぞれAa3、A+およびA+であり、見通しは安定的である。

(中略)

2024年度上半期のクレディ・アグリコル・エス・エーの非財務格付は、MSCI (AA)、サステナリティクス (21.9)、ISS ESG (C+) およびCDP (A-) で、維持または向上した。

(後略)

<訂正後>

クレディ・アグリコル・エス・エーのリスク要因

(中略)

1.1 クレディ・アグリコル・エス・エーおよびその事業に関するリスク要因

(中略)

1.1.1 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

A) クレディ・アグリコル・エス・エーは取引相手先の信用リスクにさらされている

(中略)

クレディ・アグリコル・エス・エーは、担保、保証の取得、信用デリバティブ契約の締結およびネットィング契約の締結等のリスク軽減テクニックを使用して信用リスクに対するエクスポージャーの削減に努めているが、これらのテクニックがカバーする取引相手先の債務不履行によって発生する損失を、これらのテクニックが相殺できるかは確実ではない。さらに、クレディ・アグリコル・エス・エーは、信用リスク・ヘッジを提供する者(デリバティブにおける取引相手先等)による債務不履行リスク、または担保の価値喪失リスクにさらされている。また、これらのテクニックがヘッジするのは、クレディ・アグリコル・エス・エー全体の信用リスクのうち一部のみである。したがって、クレディ・アグリコル・エス・エーは、取引相手先の債務不履行リスクに対して大きなエクスポージャーを有している。

(中略)

F) クレディ・アグリコル・エス・エーは、業務を行う国に集中するカントリー・リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされている

(中略)

2023年度末現在、格付がA3 (ムーディーズ) またはA- (S&Pグローバル・レーティング) を下回る国々におけるクレディ・アグリコル・エス・エーの顧客に対する商業貸出(銀行取引相手先に対するものを含む。)は、西欧の国々(イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、キプロスおよびアイスランド)を除くと、合計76.2十億ユーロであった。

(中略)

1.1.5 クレディ・アグリコル・エス・エーの戦略および取引に関するリスク

(中略)

E) クレディ・アグリコル・エス・エーは、法人営業および投資銀行子会社と共に、高い信用格付を維持しなければならず、これができなければその事業および収益性はマイナスの影響を受けるおそれがある

(中略)

依頼した格付機関3社のうち、ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティングおよびフィッチ・レーティングスによるクレディ・アグリコル・エス・エーの長期発行体格付は、それぞれAa3、A+およびA+であり、見通しは安定的である。

(中略)

2024年度上半期のクレディ・アグリコル・エス・エーの非財務格付は、MSCI (AA)、サステイナリティクス (21.9)、ISS ESG (C+) およびCDP (A-) で、維持または向上した。

(中略)

リスク管理

(中略)

5. 法的リスクの変化

(中略)

訴訟および例外的事由

(中略)

SSA債

クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、米ドル建てSSA債（国際機関債、準ソブリンおよび政府機関債）の流通市場取引に関与した複数の銀行の活動に関する調査について、複数の規制当局から情報提供の要請を受けた。クレディ・アグリコル・CIBは、これらの規制当局への協力を通じて、要請された情報を収集するための内部調査を進めた。2018年12月20日、欧州委員会は、米ドル建てSSA債の売出しにおける欧州競争法違反の疑いに関する調査に含まれた、クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBを含む複数の銀行に対して、異議告知書を送付した。クレディ・アグリコル・エス・エーおよびクレディ・アグリコル・CIBは、かかる異議について認識し、2019年3月29日に回答を送付し、2019年7月10日および11日に口頭審理を受けた。

(中略)

クレディ・アグリコル・グループのリスク要因

(中略)

1.1 クレディ・アグリコル・グループおよびその事業に関するリスク要因

(中略)

1.1.1 信用リスクおよびカウンターパーティー・リスク

A) クレディ・アグリコル・グループは取引相手先の信用リスクにさらされている

(中略)

クレディ・アグリコル・グループは、担保、保証の取得、信用デリバティブ契約の締結およびネットイング契約の締結等のリスク軽減テクニックを使用して信用リスクに対するエクスポージャーの削減に努めているが、これらのテクニックがカバーする取引相手先の債務不履行によって発生する損失を、これらのテクニックが相殺できるかは確実ではない。さらに、クレディ・アグリコル・グループは、信用リスク・ヘッジを提供する者（デリバティブにおける取引相手先等）による債務不履行リスク、または担保の価値喪失リスクにさらされている。また、これらのテクニックがヘッジするのは、クレディ・アグリコル・グループ全体の信用リスクのうち一部のみである。したがって、クレディ・アグリコル・グループは、取引相手先の債務不履行リスクに対して大きなエクスポージャーを有している。

(中略)

F) クレディ・アグリコル・グループは、業務を行う国に集中するカントリー・リスクおよびカウンターパーティー・リスクにさらされている

(中略)

2023年度末現在、格付がA3（ムーディーズ）またはA-（S&Pグローバル・レーティング）を下回る国々におけるクレディ・アグリコル・グループの顧客に対する商業貸出（銀行取引相手先に対するものを含む。）は、西欧の国々（イタリア、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、キプロスおよびアイスランド）を除くと、合計76.2十億ユーロであった。

(中略)

1.1.5 クレディ・アグリコル・グループの戦略および取引に関するリスク

(中略)

B) 保険金請求と、保険商品の価格設定および準備金の設定に使用した仮定との間に不一致が生じた場合、また保険料率が急上昇した場合、保険事業は悪影響を受けるおそれがある

(中略)

損害保険および個人向けリスク保険 / 債務者保険 / 団体保険事業において、クレディ・アグリコル・グループの子会社による保険収益は、保険商品の価格設定および引当金決定に用いる仮定が、発生した損失と一致するかに依拠するところが多い。たとえば、これらの仮定は、死亡率または罹患率の変動、保険契約者の行動ならびに保険金請求の頻度および費用に関係する。クレディ・アグリコル・アシランスは、保険金請求および保険商品により生じる将来の収益に関する数理計算上の見積りを行うにあたり、その経験および専門的データに依拠している。しかしながら、発生した損失が価格設定および引当金決定に用いた仮定を上回る可能性がある。このリスクは、主に個人向けリスク保険 / 債務者保険 / 団体保険 / 損害保険の収益に関係している。クレディ・アグリコル・アシランスが保険契約者に対して実際に支払う保険金が、価格設定および引当金決定に用いた仮定より高額である場合、クレディ・アグリコル・アシランスの営業利益および財務状態に重大な影響が生じる可能性がある。

(中略)

E) クレディ・アグリコル・グループは、法人営業および投資銀行子会社と共に、高い信用格付を維持しなければならず、これができなければその事業および収益性はマイナスの影響を受けるおそれがある

(中略)

依頼した格付機関3社のうち、ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティングおよびフィッチ・レーティングによるクレディ・アグリコル・エス・エーの長期発行体格付は、それぞれAa3、A+およびA+であり、見通しは安定的である。

(中略)

2024年度上半期のクレディ・アグリコル・エス・エーの非財務格付は、MSCI (AA)、サステイナリティクス (21.9)、ISS ESG (C+) およびCDP (A-) で、維持または向上した。

(後略)

第6 【経理の状況】

1 【中間財務書類】

<訂正前>

(前略)

(3) 要約中間連結財務書類に対する注記

(中略)

注記3 信用リスク

(中略)

第4のシナリオ：「非常に不利」なシナリオ（10%の加重）

(中略)

フランス - 特定のショック

フランスでは、（年金改革等に対する）不満が継続している。購買力の低下に直面して、（交通、エネルギー、公務員等の）賃金改善は達成されず、（「黄色いベスト危機」に類似した）激しい社会的対立が生じ、経済活動の一部停止につながっていることから、政府は、新たな改革を実施することが非常に難しくなっている。10年物フランス国債（OAT）金利の上昇および景気後退により、財政赤字の増加および公的債務比率の著しい上昇となっている。社会的危機、政治的・財政的困難が重なったことで、ムーディーズおよびスタンダード&プアーズはソブリン格付けを引き下げ、見通しをネガティブとする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(3) 要約中間連結財務書類に対する注記

(中略)

注記3 信用リスク

(中略)

第4のシナリオ：「非常に不利」なシナリオ（10%の加重）

(中略)

フランス - 特定のショック

フランスでは、（年金改革等に対する）不満が継続している。購買力の低下に直面して、（交通、エネルギー、公務員等の）賃金改善は達成されず、（「黄色いベスト危機」に類似した）激しい社会的対立が生じ、経済活動の一部停止につながっていることから、政府は、新たな改革を実施することが非常に難しくなっている。10年物フランス国債（OAT）金利の上昇および景気後退により、財政赤字の増加および公的債務比率の著しい上昇となっている。社会的危機、政治的・財政的困難が重なったことで、ムーディーズおよびS&Pグローバル・レーティングはソブリン格付けを引き下げ、見通しをネガティブとする。

(中略)

(末尾に以下の記載を挿入する。)

ブライスウォーターハウスクーパース・

オーディット

フランス、セデックス、ヌイイー・シュール・
セーヌ、92208、ヴィリエ通り63番地

2,510,460ユーロの資本金を有するフランスの単
純型株式会社 (société par actions
simplifiée)

ナンテール商業・会社登記簿に672 006 483番と
して登録

フォーヴィス マザー

フランス、クールブヴォワ、92400、アンリ・ル
ニョー通り61番地

8,320,000ユーロの資本金を有するフランスの有
限責任会社 (société anonyme)

ナンテール商業・会社登記簿に784 824 153番と
して登録

法定監査人

ベルサイユおよび中央地区会計監査人地域協会会
員

法定監査人

ベルサイユおよび中央地区会計監査人地域協会会
員

中間財務情報に対する法定監査人のレビュー報告書
(2024年1月1日から6月30日までの期間)

株主各位

クレディ・アグリコル・エス・エー

フランス、セデックス、モンルージュ、92127、合衆国広場 12番地

これは、フランス語で発行されたクレディ・アグリコル・エス・エーの中間財務情報に関する法定監査人のレビュー報告書の日本語訳であり、日本語圏の読者の便宜のためにのみ提供されるものである。本報告書には、当行グループの中間経営者報告書の特定の検証に関する情報が含まれている。本報告書は、フランス法およびフランスにおいて適用される専門的基準と共に、かつそれらに準拠して解釈されるものとする。

私たちは、クレディ・アグリコル・エス・エーの年次株主総会の委任に従い、またフランス通貨金融法典 (Code monétaire et financier) 第L.451-1-2 条の要件に準拠して、以下の項目について報告する。

- 2024年1月1日から2024年6月30日までの期間の添付のクレディ・アグリコル・エス・エーの要約中間連結財務書類のレビュー
- 中間経営報告書に提示されている情報の検証

本要約中間連結財務書類は、取締役会が責任を負う。私たちの責任は、私たちのレビューに基づきこれらの財務書類に対する結論を表明することにある。

．財務書類に対する結論

私たちはフランスで適用される専門的基準に準拠してレビューを実施した。

中間財務情報のレビューは、主として財務および会計事項の責任者への質問、ならびに分析その他のレビュー手順の実施から構成される。レビューは、フランスで適用される専門的基準に準拠して実施される監査と比較して大幅に小規模であり、したがって監査であれば識別された可能性のある重要事項のすべてを把握したとの確信を私たちが得ることはできない。よって、私たちは監査意見を表明するものではない。

私たちのレビューに基づけば、添付の要約中間連結財務書類が、全ての重要な点について、中間財務情報に適用される欧州連合のIFRSの基準であるIAS第34号に準拠して作成されていない、との考えを私たちに抱かせる事項は一切目に留まらなかった。

．特定の検証

私たちは、レビュー対象の要約中間連結財務書類に関する、中間経営報告書に提示されている情報についても検証を行った。

当該報告書の表示の公正性および要約中間連結財務書類との整合性について、私たちが報告すべき事項はない。

ヌイイ・シュール・セーヌおよびパリ・ラ・デファンス 2024年8月8日

法定監査人

プライスウォーターハウスクーパース・

オーディット

アニエス・ユセール

バラ・ナイジャ

フォーヴィス マザー

エルヴェ・ヘリアス

ジャン・ラトルゼフ